

工場立地法の概要

1. 目的（法第1条）

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

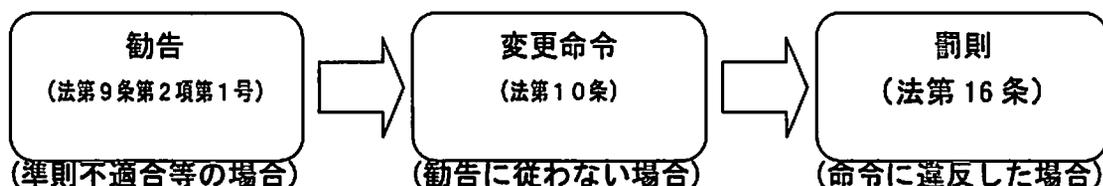
届出(法第6条等)：工場の新設・増設に関する届出義務



工場立地に関する準則の公表(法第4条、第4条の2)

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 | 10~40% |
| (業種によって10、15、20、30、40%のいずれかになる。) | |
| 2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 | 20% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅→(±10%)) | |
| 3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 | 25% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅→(±10%)) | |

※既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



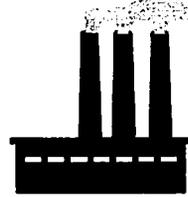
3. 届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第1条)
規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上 (施行令第2条)

4. 届出先(平成9年1月31日以降)

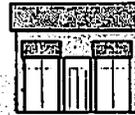
当該工場が立地している都道府県の知事。ただし、当該工場が政令指定都市内に立地している場合は、政令指定都市の長。

工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により
10、15、20、30、40%に決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫
等）に関する規制はない。



○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上（下欄）。残り

5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、
屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等）

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごと
に15~35%の範囲で独自に設定できる。（15%~35%）

○緑地の面積の割合について

→敷地面積の20%以上

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区
分ごと10~30%の範囲で独自に設定できる。

生産施設面積率

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種		10/100
第2種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業並びにコークス製造業	15/100
第3種	石油精製業、セメント製造業、電気供給業、パルプ製造業、石油化学系基礎製品製造業(一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。)及び板ガラス製造業	20/100
第4種	パルプ及び紙(加工紙を含む。)製造業、無機化学工業製品製造業(無機顔料製造業及び塩製造業を除く。)、高炉による製鉄業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ぼうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属铸件製造業、ボイラー・原動機製造業、特殊産業用機械製造業並びに蓄電池製造業	30/100
第5種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	40/100

工場立地法による緑地等に係る面積規制について

現行制度

(1) 概要

工場の周辺的生活環境の保持を図るため、工場の敷地に一定の緑地及び環境施設（以下、緑地等という。）を整備することを義務付ける。

（注）環境施設は、緑地を含む法律上の用語。緑地以外の環境施設として、公園的なオープンスペース、一般に利用される運動施設等、工場の周辺的生活環境の保持に寄与する施設がある。

(2) 緑地等の面積率の基準

①国の基準

環境施設：25%以上（うち緑地は少なくとも20%以上）

②地域で定める基準

都道府県及び政令指定都市は、国の基準に代えて一定の範囲内で、条例により「地域準則」を定めることが可能。（1都6県4政令指定都市が策定）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域
環境施設	25%超～35%	20%～30%	15%～25%
うち緑地	20%超～30%	15%～25%	10%～20%

構造改革特区提案等における規制緩和要望

- ①工場敷地の拡大余地が小さく、必要な緑地等が確保できないために工場の建替えや新增設が進まないという問題を抱える自治体
- ②森林や農地等に係る利用上の制約がある山間部に立地する工場について同様の問題を抱える自治体

は、その解決のため、国に緑地等の面積規制の緩和を要望。

<要望の主な事例>

- ・工場集積地区における面積規制の緩和(兵庫県)
- ・工場周辺に山林等がある地区における面積規制の緩和(武雄市)
- ・コンビナート地区における面積規制の緩和(岡山県、倉敷市等)
- ・山林が多い市町村における面積規制の緩和(豊前市)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業活性化の実現を目指す。

1. 新法の考え方

● 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。キーワードは「グローバル」。

地域の特性をいかした産業集積事例

- A: 中核企業・外資系企業新規誘致型
＜三重県クリスタルバレー＞
- B: 基盤的技術産業集積型
＜長野県諏訪地域＞
- C: 地域産業集積発展型
＜徳島県LEDバレー＞
- D: サービス産業集積型
＜沖縄県コールセンター＞

① 個性ある産業集積の形成・高度化

各地域の多様性や創意工夫に基づき、地域の強みを活かした産業集積を形成することが不可欠。

② 広域連携による拠点整備

ジャストインタイムの時代だからこそ、1時間前後の圏域で広域的な生活環境・事業環境の一体的整備や人材育成・確保が鍵。

③ 迅速な企業立地の実現

2. スキーム

① 地域の強みを活かした総合的な計画

② 広域連携をする関係者の強い合意

による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国:「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村:「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者:「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

① ヒト・ワザの強化とコスト低減を支援

- 立地企業へ設備投資減税
- 地域の雇用創出に向けた連携(厚労省)
- 大学・高専等と連携した人材育成(文科省)
- 人材育成のための研修費用等の補助、貸工場・研修施設等への補助等

② 迅速できめ細かい企業立地支援

- 総合的な企業立地支援窓口となる関係省連絡会を中央及びブロックごとに設置
- 工場立地法の特例(工場敷地の緑地面積規制権限の市町村への委譲等)
- 中小機構の施設整備等の業務追加等
- 農地転用等の迅速化(農水省等と連携)

③ 頑張る地方自治体の支援

- 企業立地促進に係る地方交付税措置(総務省)
 - ① 地方税減免の一部を交付税で補填
 - ② 企業誘致に伴う地方税増収分への措置
- インフラ整備(国交省)

「地域産業活性化法案」における緑地等の面積規制に係る措置

(1) 制度の枠組み

- ①国は、指針において、企業立地促進を図る際に環境の保全に配慮することを規定。
- ②指針に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対し、面積率を条例により設定できる権限を委譲。

→地域の実状により即した形で、産業活性化と緑地等の適切な確保による生活環境の保持に向けた取組が行われることが期待。

(2) 設定可能とする区域と面積率

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	第2種区域に相当する区域	第3種区域に相当する区域	乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%～25%	15%～25%	1%～15%
うち緑地	15%～20%	10%～20%	1%～10%

[ポイント]

- ①より区域の状況に応じた面積率の設定を可能とすること。
- ②特区提案における要望を実現できるようにすること。

1. 開催日時及び議題

(1) 第1回 平成18年3月1日(水) 16:30~18:00
議 題 自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について①

(2) 第2回 平成18年3月7日(火) 10:30~12:00
議 題 自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について②

※平成18年3月24日(金)~4月24日(月)

・「工場立地法上の国が定める準則の改正内容」についてパブリック・コメントを実施

(3) 第3回 平成18年9月29日(金) 14:00~16:00
議 題 ①工場立地法準則の改正に係る市町村提案制度について
・ パブリック・コメントで寄せられた意見及び同意見に対する考え方
・ 工場立地準則の改正に係る関係市町村からの提案の受付
②工場立地法のあり方に関する主な論点

※平成18年9月30日(土)~10月29日(日)

・「工場立地法における生産施設、緑地及び環境施設に係る規制のあり方」についてパブリック・コメントを実施

(4) 第4回 平成18年11月6日(月) 14:00~16:00
議 題 ①工場立地法検討小委員会の公開について
②市町村レベルで適用する緑地面積率等に係る市町村提案制度
③今後の工場立地法のあり方に関する主な論点について

(5) 第5回 平成18年11月29日(水) 10:00~12:00
議 題 ①分科会における「戦略的な企業立地促進を支援するための新たな法的枠組み」に関する検討について
②緑地面積率等について一段の緩和適用を可能とする区域の設定に関する検討について
③風力発電施設の工場立地法の適用除外化に関する自治体からの要望について

- (6) 第6回 平成18年12月13日(水) 10:00~12:00
議 題 ①市町村での緑地等の面積率の設定を可能とする新たな制度の
考え方について

※平成18年12月21日(木)~平成19年1月22日(月)

- ・「市町村での緑地等の面積率の設定を可能とする新たな制度の考
え方」及び「風力発電施設の工場立地法上の扱い」についてパブリッ
ク・コメントを実施

- (7) 第7回 平成19年3月1日(木) 16:00~18:00
議 題 ①工場立地法の体系とその主な規定について
②工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
・太陽光発電協会

- (8) 第8回 平成19年3月13日(火) 10:00~12:00
議 題 ①今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
・石油化学工業協会
・川崎市役所

- (9) 第9回 平成19年4月13日(金) 10:00~12:00
議 題 ①今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
・奥水肇 明治大学農学部教授
・足達英一郎 (株)日本総研 上席主任研究員
②地域産業活性化法(仮称)の施行に伴う工場立地法に関する
準則(告示)の改正案について

2. 今後の予定

- (1) 第10回 平成19年5月中旬頃
議 題 ①今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
②その他

- (2) 夏頃を目途にとりまとめ予定

今後の工場立地法のあり方に関する主な論点（案）

工場立地法による工場の敷地、緑地及び環境施設に関する規制は、工業地帯を中心として公害問題が深刻化し、工場立地に係る地域住民の不安が増大していた状況の中で、工場と周辺的生活環境との調和を保つための措置として、昭和48年に導入されたものである。規制導入から30年以上が経過した今日においては、規制導入時と比べて以下のような状況変化がみられる。

- ① 公害問題に関して、各種の環境規制体系の整備や公害防止技術の進展等により改善が図られてきている。
- ② 構造改革特区提案等において、地域の実情に即した規制の緩和や、事務権限の市町村への移譲等を求める要望がなされている。
- ③ 経済のグローバル化が進展し、企業が国を選ぶ時代となったことから、工場立地規制に関しても、立地において競合関係にあるアジア諸国等における立地規制を踏まえた制度設計が求められている。

また、公害等を巡る状況変化を踏まえた対応については、平成16年1月の産業構造審議会工場立地法検討小委員会報告書においても、①将来的に敷地規制の廃止を含む抜本的な検討を行うことが必要である、②工場緑地の整備については、立地地域における緑地整備の中に位置付けられるべきものであるとの考え方等が示されている。

上記の状況変化や小委員会の指摘等を踏まえ、以下のような論点について、検討を行う必要があるのではないか。

1. 規制のあり方について

(1) 敷地面積規制の水準

上述のとおり、一定の敷地の確保を求める生産施設面積規制は、昭和48年当時に公害物質の排出による環境負荷の抑制のために導入されたものである。その後の環境規制体系の整備等により公害物質の排出に対する規制措置が講じられていることを踏まえ、規制の廃止を含め抜本的な検討が必要であるとする指摘がなされている。また、工場立地法の規制は、公害物質や騒音、

振動等による環境負荷の他、工場が持つ威圧感、圧迫感等の心理的ストレスを抑制する効果も有するとされているが、こうしたストレスは大型流通施設や高層建築物等も与えるものである。このため、工場にのみ一律に広い敷地の確保を求める規制を課す妥当性について再検討を求める指摘がある。

また、工場の立地に際して確保することを求められる敷地面積の水準については、建築物の敷地面積は建築基準法の建蔽率等により規制されていることを踏まえ、工場について上乗せ規制を行うことの妥当性について再検討を行うべきではないか。

(2) 敷地面積規制における地域性の考慮

生産施設面積規制は、業種毎に工場の外部に対する環境負荷の程度が異なることを踏まえ、業種別の基準が設定されている。この基準は全国一律に設定されているが、例えば、山岳地帯等、周辺に調和を図るべき生活環境が殆ど存在しない、又は少ない区域も存在する。こうした地域における工場の新增設についても、一律に広い敷地等を確保させることの合理性について再検討を求める指摘がある。

地域の実情を踏まえた対応については、現在、緑地及び環境施設については、地域準則により地域限定の面積率の設定を可能としている。敷地面積の扱いについても、自治体において区域の状況に応じた対応を可能とすることを検討すべきではないか。

(3) 緑地以外の環境施設の扱い

緑地以外の環境施設に係る面積規制は、修景施設、屋外運動場・広場等、開放され一般にも利用される施設等を整備することで周辺地域との調和を図ろうとするものである。本規制は、公害問題等を巡り企業の社会的責任（CSR）の重要性が指摘された昭和48年当時に導入されたものであるが、その後、CSRに関する認識が高まり、市場もCSR活動を含めて企業を評価する傾向にある。このため、一定の施設面積を確保させるという手法によって、企業と周辺地域との調和を法的に規制する意義は薄くなっているのではないかとの見方がある。以上の状況を踏まえ、緑地以外の環境施設について、法的に面積率を義務付けることの必要性について再検討すべきではないか。

(4) 既存工場等の扱い

敷地の確保・拡大が困難な地区においては、①敷地、緑地等の面積規制がネックとなり工場の新增設や建替ができない、②建替等に際して規制対応のためのコスト負担が大きい、③この結果、工場転出の懸念が増大する等の問

題点が指摘されている。特に、敷地、緑地等の面積規制導入（昭和48年）前から存在する工場（既存工場）は、防災、省エネ、景観改善等の観点からも建替が望ましい場合であっても、敷地拡大が困難なため、老朽化したまま操業を余儀なくされているものが見られる。

事実上敷地拡大が不可能な工場であって、数年以上に亘り既に地域と共存しているものについては、例えば、一定の条件（可能な限りで緑化、既存緑地の質的向上、環境施設の開放等の地域貢献等）の下で、自治体の判断により、現存敷地内での建替を認めることについてどのように考えるか。

(5)規制対象とする工場

現行制度においては、製造業及び電気・ガス・熱供給業に係る生産施設のうち、水力・地熱発電所は適用外とされている。

最近の技術進歩や新形態の施設の普及等に伴い外部への環境負荷が小さくなっている可能性がある施設については、規制の適用外とすることの適否について、改めて分析・評価を行うべきではないか。また、環境アセスメント手続を経る等、別途環境負荷の抑制について担保されている施設については適用外とすることを検討すべきではないか。

2. 市町村への事務の移譲等について

(1) 市町村への事務の移譲

緑地及び環境施設に係る面積率については、平成9年に都道府県及び政令市が地域準則を設定することを可能とする制度改正が行われたものの、実際に地域準則を設定した自治体はわずか1都6県4政令市となっている。このため、市町村では緑地面積率等の緩和を望んでいるにも拘わらず、道府県が地域準則を定めない地域については、国の対応を求める要望が寄せられている。この他、都道府県の中には、市町村への準則設定権の移譲を求める意見もみられる。

周辺環境の保全に必要な緑地等の程度は、市町村毎、さらには市町村内の区域毎の状況や地域のニーズにより異なるものであること、また、上記1.

(2)の論点も踏まえ、工場の敷地、緑地及び環境施設に係る面積率の具体的な扱いについては、市町村レベルで措置できるものとするを基本に検討すべきではないか。

(2) 緑地等の面積率の設定

工場の立地に際して周辺環境の保全に必要な緑地等の程度は、本来、工場

が立地する地域の区域の状況や当該地域のニーズ等により異なるものである。他方、地域の緑化を図るために建築物に一定の緑地の確保を求める制度を独自に設けている都道府県等においては、工場立地法で定める地域準則よりも高い面積率を地域一律に設定している例も見られる。

仮に工場の緑地等に係る面積率の設定を市町村に委ねる場合には、工場の建替や誘致等を重視して必要最小限の面積率を設定しようとする自治体と、地域全体の緑化の推進等を重視してより高めの面積率を設定しようとする自治体があると想定される。各地域のニーズに基づきバランスの取れた選択が行われることが望まれるが、全国的にいずれか一方の選択に過度に偏るリスクも存在する。こうしたリスクを回避するため、国が全国一律の下限や地域で設定可能とする範囲等、一定の基準を設定する必要性についてどのように考えるか。

(3)自治体における適正な事務の確保

工場の敷地や緑地等の扱いに関する事務の市町村への移譲について検討を行う場合には、①市町村によって工場の立地状況が大きく異なり関係事務を巡る環境に差があること、②地域における緑地整備等に係る制度の実施状況が異なること等を踏まえ、例えば、政令市、特例市、中核市及び都道府県の同意を得た市町村が事務を実施することとする等、関係事務の適正な実施を確保するための方策を併せて検討すべきではないか。

3. 制度の枠組みについて

上記の個別の規制のあり方に関する検討の結果を踏まえて、面積規制を主体とする現行制度の変更の適否を含め、制度全体の枠組みのあり方を検討すべきではないか。